

第 89 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 5 年 11 月 14 日（火）16：00～17：11

場所 オンライン開催

1. 開会

○能村課長

定刻でございますので、ただいまから第 89 回の調達価格等算定委員会を開催いたします。

皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日もオンラインでの開催となります。事務的に留意点を 2 点申し上げます。

1 点目です。委員の先生方におかれましては、委員会中、ビデオオフの状態をお願いいたします。ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目です。通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局の連絡先にご連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

それでは、高村委員長に事後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高村委員長

皆さん、こんにちは。

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思います。

まず、事務局から本日の配付資料の確認をお願いできますでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。

インターネット中継でご覧の皆様は、経済産業省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧いただければと思います。配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、資料 1 といたしまして再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について、参考資料 1 といたしまして陸上風力第 3 回入札の結果及び追加入札の募集容量と上限価格、着床式洋上風力第 2 回入札並びにバイオマス第 6 回入札の結果についてをご用意してございます。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

本日の議事に入る前にでありますけれども、11 月 2 日に陸上風力の第 3 回、それから着床式洋上風力、こちらは再エネ海域利用法適用外のものでありますけれども、こちらの第 2 回及びバイオマスの第 6 回の入札結果が公表されております。こちらについて、ご説明を差し上げ

たいと思います。

まず、事務局から参考資料 1 に基づいてご説明をお願いしますでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。

参考資料の 1 をご覧いただければと思います。

まず、1 点目です。陸上風力第 3 回入札の結果でございます。資料 1. にも記載のとおりですけれども、陸上風力第 3 回入札の概要といたしましては、入札量 1 ギガに対しまして供給上限価格が 15 円／kWh でございました。

入札の結果というところをご覧いただきますと、2. ですが、入札件数の合計は 50 件、入札された再エネ発電設備の出力の合計が 1,414.280 kW ということで、約 1.4GW となっております。

落札の結果でございますけれども、落札件数合計 20 件となっております。落札された再エネ発電の出力の合計が 1GW と、最低落札価格 13 円／kWh、加重平均の落札価格が 14.08 円／kWh、最高落札価格 14.50 円／kWh となっております。

4. をご覧いただきますと、入札対象としてこの区分の関係でございますけれども、入札応札量が 1.3 ギガを上回ったため追加入札を行うということで、所定のルールのとおりとなっております。

その際、次のページでございますけれども、追加入札に関します募集容量でございます。応札量を約 1.4GW と落札量 1.0GW の差分の 4 割となります約 16.5 万 kW となるということでございます。

ここも記載のとおりでございますけれども、追加入札の募集容量につきましては 165.7120MW という形になってございます。約 165,000 kW 程度という形でございます。

また、価格についてでございますけれども、加重の平均落札価格と翌年 2024 年の入札上限価格との関係で整理をされてございまして、今回、加重平均落札価格が 14.08 円／kWh ということで、2024 年の入札上限価格 14 円／kWh を上回っているということで、今回の追加入札の上限価格につきましては、ルールに基づきまして 14.08 円／kWh という形でございます。

続きまして、着床式洋上風力第 2 回入札の結果でございます。

1. をご覧いただきますと、入札量（募集容量）でございますけれども、190MW ということになってございます。供給価格上限額は 24.00 円／kWh ということで、これは非公表により実施したということでございます。

2. 入札の結果でございますけれども、事業計画の提出ということは 1 件ございましたが、実際の浮体で入札件数につきましては 0 件、入札された設備出力も 0 件となっております。したがって、落札も 0 件という形になってございます。

続きまして、バイオマスの第 6 回入札の結果でございますが、1. をご覧いただきますと入札量（募集容量）120MW、また供給上限価格につきましては 17.80 円／kWh、非公表

で実施いたしました。入札の結果、こちらのほうは計画も0件だったということでございます。落札も、したがって0件という形になってございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございました。今ご説明をいただきました案件のうち、着床式洋上風力第2回、そしてバイオマスの第6回の入札については、第86回のこの委員会で上限価格の議論を行いました。この上限価格の決定に至った考え方について、ご説明を差し上げたいと思います。

その前に、まず、この説明の位置づけについて、事務局から一言、お願いできればと思います。

○能村課長

事務局でございます。

着床式洋上風力第2回及びバイオマス第6回の入札につきまして、10月5日に非公開で開催されました第86回調達価格等算定委員会におきまして、上限価格に関するご意見を取りまとめていただきました。その直後に行われました第87回調達価格等算定委員会の冒頭に、高村委員長より委員会が非公開とされていた趣旨に基づきまして入札上限価格に関する議論を行ったことのみご説明をいただき、上限価格の決定に至った考え方については入札結果の公表後にご説明する旨のご発言をいただいたところでございます。入札結果につきまして、先ほどの参考資料1のとおり11月2日に公表されましたので、高村委員長より上限価格の決定に至った考え方につきましてご説明いただくということでございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。ただいま、この説明の趣旨について説明をいただきました。

第86回の本委員会におきましては、事業者間の競争性を確保しつつ費用効率的な水準での事業実施を促す、こうした理由から、まず、着床式洋上風力第2回入札の上限価格は24.0円/kWh、バイオマス第6回入札の上限価格は17.8円/kWhとする意見を取りまとめたものです。

理由につきまして、大筋、以上でございますけれども、秋元委員長代理から補足がございましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○秋元委員

はい。今、高村委員長がご説明されたとおりでございますので、私から付け加えることはございません。よろしくお願いします。

○高村委員長

どうもありがとうございます。

2. 議事

(1) 再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

○高村委員長

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思います。今回、本委員会では再エネ海域利用法に基づく公募占用指針についてご議論をいただきたいと思います。

まず、事務局から資料1に基づいてご説明をお願いしますでしょうか。

○能村課長

はい。事務局でございます。

資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料1の2ページ目をご覧ください。再エネ海域利用法に基づく対応でございますけれども、促進区域に指定された場合には公募占用指針を定めるということとされてございます。この公募占用指針のうち、供給価格上限等に関する事項につきまして、下の表に赤く塗ってございますけれども、こうした事項につきましては、再エネ海域利用法に基づきまして調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定するとされているところでございます。

本年10月3日でございますけれども、青森県の日本海南側、そして山形県遊佐沖におきまして促進区域として指定されたところでございます。これらに2海域に関しまして、別途、洋上ワーキングのほうで公募指針の議論もされていくわけでございますけれども、本調達価格等算定委員会におきましては、供給価格、上限価格等に関する事項につきましてご議論を賜りたいというところでございます。

あわせて、一番下の四角にも書いてございますけれども、一般海域におけます占用公募制度の運用指針におきまして、FIP制度導入に合わせた価格点の算出方法ということで、市場価格を大きく下回る一定価格、これをゼロプレミアム水準というふうに設定してございますが、この具体的水準というものにつきましても調達価格等算定委員会の意見を聴取して決定するとされていることになってございます。このため、供給価格上限額等に関する事項に加えまして、このゼロプレミアム水準につきましても本日ご議論いただくというものでございます。

続きまして、3ページ目、ご覧いただきますと、全体のフローチャートでございますが、促進区域が指定されたということで、これを踏まえて、今、赤枠でくくってございますけれども、公募占用指針の作成などということで、この中の一環といたしまして供給価格の上限などについてご議論いただくということでございます。

続きまして、4ページ目、ご覧いただければと思います。再エネ海域利用法の施行等の状況でございますが、⑤番から⑧番につきましては、いわゆる第2ラウンドという形になっていまして、現在、第三者委員会による審査を行っているところでございます。下の緑色、二つの海域、先ほど申しました青森県沖日本海（南側）と山形県の遊佐沖というところの二つの海域、合計で約105万kWという形でございますけれども、この海域について促進区域の指定を受けたというものでございます。

全体としての大きなスケジュール、5 ページ目をご覧くださいと思います。本日、調達価格等算定委員会でのご議論ということでございますが、明日、洋上風力促進ワーキングのほうで国交省さんとの合同会議でございますが、こちらのほうで公募占用指針に関する評価などの考え方についてご議論いただくということでございます。これらのご議論を賜って、まとまっていくという中におきまして、今後、パブコメなどを踏まえた上で公募占用指針の公表及び公募開始といった全体の流れということで、これは、これまでどおりという形の流れになってございます。

続きまして、今回 2 区域の特徴でございます。6 ページ目、ご覧くださいと思います。青森県沖日本海（南側）の区域の概要ということでございます。これも何回か、これまでも本委員会でもご説明しておりますけれども、左側の座標で囲ったエリアの中が促進区域という形になってございます。その中で幾つか、漁港の区域などですね、そういったものについては除かれるということで、少し違う色が塗ってございます。そこを除いたエリアという形になってございます。

また、7 ページ目、8 ページ目でございますが、7 ページ目は協議会の意見取りまとめというところでございます。

また、8 ページ目につきましては、海底の地盤調査というものの結果の概要ということでございます。真ん中に調査のポイントが書いてございます。区域の水深ですが、50m 未満がほぼ 99% を占めるということでございます。おおむね 50m 前後のところであるということでございます。また、区域内の状況でございますけれども、③のところを見ていただきますと、海底面から 7 m は比較的緩い砂質土というところでございます。また、そういう中で、42m からは高い粘性土の地層となるといった形になっているということでございます。まとめといたしましては、洋上風力を実施する上で特に不適當と確認される点はなかったということでございます。また、典型的な岩盤地層というところでもなかったということでございます。

9 ページ目、ご覧くださいと思います。山形県の遊佐のほうでございますが、ここは促進区域、ご覧のとおりで、こういう長方形の形でございます。この中の区域という形になってございます。

同じく、10 ページ目が協議会の取りまとめの概要ということでございます。

11 ページ目が海底地盤調査のポイントでございます。同じく真ん中をご覧くださいますと、①に書いてございますとおり、35m 未満が約 80% を占めていると。最も深いところでも 41m ということでございます。先ほどのエリアよりかは少し浅い形になってございます。こちらは、岩盤が露出している箇所は確認されなかったということでございます。③番ですが、海底面から約 6 m は緩い砂質土層だということでございました。また、20m からは砂質の主体の地層ということで、少し状況が締まった形になっているということでございます。いずれの結果を踏まえましても、洋上風力発電を実施する上で特に不適當と確認される点はなかったという結果になってございます。

これらを前提の上で、各論点につきましての説明が次項以降でございます。スライド 12 ページ目に全体の項目を書いておりますが、まず一つ目です。公募の対象とする発電設備区分の関係でございます。

資料 13 ページ目、ご覧いただければと思います。今回対象となる 2 区域は、先ほどご説明申し上げたとおり、いずれも水深が 50m 前後以内ということで、比較的浅いということで、着床式の設備ということが想定されるというものでございます。区域におきます協議会においても、同様の意見を取りまとめいただいているところでございます。

また、着床式洋上風力発電につきまして、2024 年度から F I P 制度のみという形になっているということでございます。

三つ目の四角に記載のとおり、これらを踏まえますと、公募対象となります区分でございますが、風力発電設備（着床式洋上風力）といたしまして、F I P 制度のみ認められるといった形だというふうになるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、二つ目、発電設備の出力の量の基準でございます。

資料 15 ページ目をご覧いただければと思います。これまでの促進区域の考え方におきまして、一つ目の四角に書いてございますけれども、最大受電電力は系統容量を限度として、下限については想定出力から 20% を減じた出力という考え方でございます。基本的には、この考え方を踏まえた取扱いをこれまでしてきたということでございます。

今回、これを踏まえますと、下のほうにダイヤの紋が二つ書いてございますけれども、青森県日本海（南側）におきましては系統容量が二つございまして 60 万 kW と 12 万 kW、山形県遊佐のほうでは系統容量 45 万 kW となつてございます。

これらを踏まえまして、具体的には最大受電電力量、青森県沖日本海（南側）では 60 万 kW、また発電設備の出力の下限のほうは先ほど二つあった系統のうち小さいほうの 2 割を減ずるという形になりますので、 12×0.8 ということで 9.6 万 kW となつてございます。山形県の遊佐のほうにおきましては、最大受電電力量につきましては 45 万 kW、同じく出力の下限については 36 万 kW という形になつてございます。

続きまして、保証金に関する事項でございます。

17 ページ目、ご覧いただきますと、こちらにつきましても再エネ海域利用法に基づく公募と同様に、これまでの取扱いと同じく、第 1 次保証金につきましては入札時に 500 円 / kW、第 2 次保証金につきましては落札時に 5,000 円 / kW、第 3 次保証金につきましては算定から一定期間後に 13,000 円 / kW を求めることとし、支払期限ですとか保証金没収事由等についても同様としてはどうかというものでございます。

なお、18 ページ目、昨年、第 2 ラウンドの際にもご議論いただきましたけれども、下段の表の 7 番目の項目のところで、迅速性評価の観点で迅速性の評価点が下がってしまうといったところで、迅速性の基準のところまでに発電を開始しなかったことというところについても、保証金の没収事由になっているという形になつてございます。

また、19 ページ目ですが、保証金の没収免除の対象範囲ということでございますが、例

えば、先ほどの迅速性の観点でございますが、下の下段の表に書いてございますとおり、激甚災害などの影響などの場合には保証金没収免除になるということでございます。また、一番右側の左記以外のその他の当事者のコントロール、回避可能な範囲外の事象の場合にも、このような補償金の没収免除の対象になるということで、これも昨年の整理を踏まえた形のものでございます。

続きまして、(4) 価格上限額・基準価格等に関する事項ということになります。

資料 21 ページ目になります。供給価格上限額の設定の考え方でございますけれども、再エネ特措法も含めまして、法律上におきましては再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用ということを基礎として定めるということでございます。また、入札制の中で競争性によりましてコスト低減を促し、国民負担の抑制を図るということでございます。

二つ目の四角に書いてございますとおり、こうした再エネ特措法に基づく考え方を踏まえますと、再エネ海域利用法におきます供給上限価格についても同様の考え方を踏まえるということが適切だというふうに考えているところでございます。

また、あわせまして、上限価格の公表・非公表の取扱いでございます。必要な場合には上限額を非公表とすることができるということが、再エネ海域利用法でも規定されているところでございます。

これまでも着床式洋上風力につきましては、事業者予見可能性という観点からは供給価格上限額を事前公表としてございます。今回も引き続き、供給価格上限額につきましては事前公表としてはどうかというものでございます。

続きまして、22 ページ目、供給価格上限額の決定に当たっての方法でございます。これまで、いわゆる第2ラウンドまで実施してきたわけでございますけれども、これまでの公募におきます供給価格上限額についての考え方におきましては、ここに掲載のございます①から④の方法で決定したところでございます。

一つ目の丸ですけれども、国内実績がない中でのデータ制約ございますので、国内外の着床式洋上風力の複数のコストモデルの事例ですとか、欧州における実績等を参照して資本費、運転維持費、設備利用率などを定式化したNEDOのコスト調査を踏まえた算定式に、今回で言えば2区域の対象区域の平均的な自然状況等を代入するというものでございます。

ただ、このコストモデル自体は、日本におきます着床式洋上風力に関する環境が現在の欧州並みのインフラ・サプライチェーンが構築された場合を想定して定式化したものということでございますので、現在まだ国内でサプライチェーンというところという今後構築されていくというものでございますので、そういう面でいうと内外価格差などについて考慮していく必要があるということでございます。

したがって、②ということを書いてございますが、このNEDOのモデルを踏まえて得られた資本費、運転維持費、撤去費につきまして、現状の内外価格差を踏まえて適正な水

準とするような補正が必要ということ。また、③ですけれども、上記の①のモデルで考慮されていない、いわゆる接続費などについては加味する必要があるということ。また、④ですが適正なIRRを加味する必要があるといった、こうした①から④の方法でこれまでご議論いただきまして、決定をしてきたということでございます。

二つ目の四角に記載していますが、今年度、着床式洋上風力の商用機2件におきまして、これは秋田県関係でございます、港湾の関係でございますが、こちらに関する資本費については定期報告データが提出されたということですが、いずれも港湾の関係ということで再エネ海域利用法適用外の案件ということでございます。

一方、今回もそうですが、再エネ海域利用法に基づく、促進区域におきます公募におきましては、30年の占用許可を法律上いただく中で、大規模なもの、かつ事業の安定性、予見可能性が高いというものでございまして、また、加えまして、下から二つ目の四角にありますとおり岩盤地盤といった、そういった限定なども想定されないということでございます。これらを踏まえていきますと、NEDO着床式のコスト調査、いわゆるこのモデルの算定式を基礎とした、これまでの上記①から④の方法に基づいて上限価格についてのご議論を決定していくことがどうかというものでございます。

23 ページ目、24 ページ目につきましては、これは全体像でございます。

25 ページ目でございますけれども、世界におきます洋上風力発電のLCOEの推移というものでございます。左側がドルベース、右側が円ベースという形になってございます。直近までの9年間ということで2023年の上半期までを見てございますけれども、全体として見ると、この10年間弱でコストというのは相当低減しているといった傾向は出てきているということでございます。

26 ページ目以降につきましてはコスト調査の概要ということで、これも昨年ご説明申し上げたとおりから特に変わっているところはございませんけれども、念のため申し上げますれば、二つ目の四角に書いてございますとおり、欧州の最新の情報ということで12MW級の発電設備などを想定した発電コストモデルにアップデートしたということなどが中心として、全体としてアップデートしたものでございます。

これらを踏まえまして、ご議論のポイントとなります自然条件等というところで、30 ページ目をご覧いただければと思います。30 ページ目、ご覧いただきますと、今回の対象となる2区域の特色を踏まえた平均値ということでございます。2区域の自然条件等を示す値の平均値というものを代入していくということになります。

出力でございますけれども、冒頭にも申し上げたとおり今回2区域ですが、60万kW、そして45万kWといったものになります。この2区域の単純平均が約528MWということでございます。約52.8万kWということでございます。これを風車1基、12MWという形で計算いたしますと、12MWの44基といった試算になるというものでございます。

ハブ高は、12MW級の一般的なハブ高140mを採用するということでございます。

年平均の風速でございますが、今回2区域の平均風速は8.07m/sという形になってご

ざいます。これにつきましては、第2ラウンドの公募対象になりました4区域の平均が7.42 m/sということでございましたので、風況という面では、今回2区域のほうは8.07 m/sということで、風況がよいといった形になってございます。

水深につきましては23.3mということでございます。第2ラウンドの4区域におきましては単純平均では19.3mということでございましたので、若干、今回のほうが水深が深いという形になってございます。

また、離岸距離につきまして、今回2区域の平均でございますけれども5.9 kmということでございます。第2ラウンドの4区域が単純平均で4.6 kmということでございますので、今回のほうが離岸距離があるということでございます。

したがいまして、船舶の供用係数などにつきましても今回は2.25ということで、前回は4区域の単純平均2.05ということでございますので、この辺につきましてはコスト増要因ということでございます。一方で、先ほど申したとおり年平均の風況がいいということで、こちらはコスト減要因という形になるということでございます。

32 ページ目、ご覧いただければと思います。内外価格差に関するデータでございます。こちらにつきましては、先ほども申したとおり、まだ欧州ほどには国内のインフラ・サプライチェーンが構築されていないということでございますので、同じく似たような状況ということで、インフラ・サプライチェーンが欧州ほどには構築されていない台湾や米国といった類似の国を参照しながら内外価格差といったものを試算してきているということでございます。

昨年の第2ラウンドにおきましては1.30倍という形でございましたが、足元、欧州諸国と台湾、米国など、そこを比較いたしますと幾ばくか内外価格差が広がっているという状況でございます。1.36倍という形になっているということでございます。こういったことの状態を踏まえて、1.36倍の内外価格差を考慮することとしてはどうかというものでございます。

また、33 ページ目でございます。資本費のうち接続費の関係でございます。二つ目の四角に書いてございますとおり、今回対象の2区域におきましても、NEDOのコストの調査に含まれない陸上変電所より電力系統の連系点の側の範囲ということについて要する接続費について、追加的に考慮する必要がございます。この追加考慮に当たりましては、データの中央値などについて、これまで追加的に考慮してきたというものでございます。

三つ目の四角、ご覧いただきますと、全体の平均値2.9万円/kW、中央値0.4万円/kWとなつてございまして、下段の右のほうに全体のプロットされたものがございまして、こういう面でいうと、高額案件が幾つか引き上げていることなどもございますので、前回同様に中央値の水準を取ということで0.4万円/kWを資本費に含まれる接続費の一部として追加的に考慮してはどうかということでございます。費用を効率的に実施するという全体の再エネ特措法に基づく考え方にも整合的というふうに考えているところでございます。

続きまして、34 ページ目です。供給価格上限額の関係の④ということで、IRRの関係ということでございます。この関係では、先に35 ページ目の物価変動リスクなどについての論点につきましても併せてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、35 ページ目につきまして、物価変動リスクなどにつきまして、リードタイムの中でコストダウンに向けた事業者の創意工夫を促していくということが必要だということでございます。

二つ目の四角に書いていますとおり、物価変動リスクがございますので、調達契約の工夫ですとか市場売電の活用を通じたリスクヘッジ、予備費の積み増しなど、様々な事業者によってリスク対応が行われているということが原則だというふうに考えられるところでございます。実際に、再エネ海域利用法に基づく公募の審査におきましても、こうした物価変動リスクを含めたリスクシナリオへの対応も評価されているというところでございます。

三つ目の四角に書いてございますけれども、物価その他の経済事情に著しい変動、ハイパーインフレーションみたいなものがあつた場合には、再エネ特措法に基づく対応といったこともございます。

同時に、※で書いていますが、陸上風力、最初の冒頭に参考資料の1でも申しましたが、こういう状況の中でも平均の落札価格というものは第2回、昨年の入札 15.60 円/kWh を大きく下回った 14.08 円/kWh ということで、当然、大規模な洋上風力と単純な比較はできないわけでございますが、一定のリードタイムがある陸上風力におきましても、このような競争的な環境ということが、足元の状況でも見られるということでございます。

また、前回のご議論、また昨年のご議論なども含めまして物価変動関係でございますけれども、インフレ時に価格を上げていくということであれば、当然、デフレになったときには下げるということもあるということですか、また、一番下のチェックでございますけれども、エスカレーション条項を導入するのであればIRRの引下げを検討すべきといった、そういったご指摘などもあつたということでございます。これらの物価変動に関する論点も勘案しながら、全体としてIRRについてご議論が必要かというふうに考えているところでございます。

資料戻りまして、34 ページ目でございます。供給量の勘案上乗せ措置といたしまして、引き続きIRRの1～2%部分を利潤に上乗せしたという形になっているということでございます。洋上風力につきましては、これまで延べ14件、約2.5GWのものが実際にFIT認定されてきたということでございます。

二つ目の四角に書いてございますけれども、本委員会でもこれまでご議論をたくさんいただいておりますけれども、洋上風力、風力発電が競争電源になってきているということ、また、公募参加者が複数存在し競争的になっているということなどを踏まえすと、IRRも少し下げていく方向で考えるべきといったご指摘もいただいているところでございます。

こういう中で、先ほどの物価変動リスクなども含めて全体として考えていく必要があるということでございますが、三つ目の四角に書いてございますとおり、前回公募の参加状況、

評価結果もありますし、IRRを引き下げる方向性の議論も当然あるということでございますが、一方で、まさに様々なご議論をいただいているとおり、足元では国際的な原材料価格の上昇なども見られているということでございます。

こういう中で、今回対象の2区域の供給価格上限額の設定に当たりましては、エスカレーション条項を導入するのではなくIRRを10%で維持するということといたしまして、今後、諸情勢も踏まえて、さらに検討してはどうかといった整理ではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、36 ページ目、基準価格の額の決定方法でございます。これまで同様に *pay as bid* ということで、落札された金額を踏まえた価格という形の整理ということでございます。

37 ページ目、交付期間でございますが、これは、これまでどおり20年間というものでございます。

また、(5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限などでございます。

39 ページ目、書いてございますとおり、公募占用指針に記載されている遵守事項に違反した場合には、参加が一定期間認められないということでございます。これについては、基本的に区域ごとに考え方が変わるものではないということで、これまでの考え方を踏まえたものということでございます。

また、FIPの認定申請期限でございますけれども、これまでと同様に事業者選定の日から1年後としてはどうかというものでございます。

40 ページ目以降は参考の資料でございます。

(6) ゼロプレミアム水準に関する事項でございます。

43 ページ目です。FIP制度におきましては、認定事業者の基準価格が常に参照価格以下となる場合には、基準価格の大小によらず、国民の賦課金負担に差が生じないという形になります。ゼロプレミアム水準の導入は、こうしたFIP制度の設計を踏まえながら、国民の賦課金の負担に差が生じない蓋然性が高い範囲におきましては供給価格点を一律に評価する、いわゆる120点満点という形にするというものでございます。

これらのゼロプレミアム水準の趣旨につきまして、洋上WGの合同会議でご議論いただいたところでございますけれども、その水準につきましては調達価格等算定委員会でご議論いただくとされているところでございます。

三つ目の四角でございますけれども、過去の市場価格の推移を基本といたしまして、例えば、FIP制度の下での風力発電について、プレミアムを交付する蓋然性が十分に低い水準といたしまして、2016年の小売全面自由化以降の各エリアの各月の風力発電の発電特性を踏まえた市場価格を参照いたしまして設定してはどうかということでございます。これは昨年と同じような考え方でございますが、この下限の数値というものは、3.36 円/kWh というものの水準というものは変わりございませんので、昨年同様にゼロプレミアム水準につきましては3円/kWhとしてはどうかというものでございます。

なお、一番下の四角に書いてございますとおり、事業者の予見可能性を高めるという観点からは、具体的水準につきましては前回公募と同様に事前公表とするというものでございます。

次の44ページは、先ほど申しました水準として3.36円というのが2020年の5月の北陸での水準、これが一番低い水準になっているものでございます。

以上、事務局からの説明は以上となります。

○高村委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から資料の1に基づいて説明をいただきましたけれども、こちらの説明を踏まえてご議論いただきたいというふうに思っております。

委員からご意見、ご質問をいただきたいと思いますけれども、もし何かトラブル、ご不明点などがありましたら、事前に事務局からご連絡しておりますメールアドレスあるいは連絡先にお知らせをいただきたいと思います。

通例にしておりますけれども、5人の委員会でございますので、それぞれの委員から順にご意見をまずいただき、それを踏まえて事務局から、もしお答えがあればいただいた上で、加えてご質問、ご意見があればご発言をいただくという形とさせていただこうかと思います。

それでは、大変恐縮ですけれども、秋元委員からお願いすることはできますでしょうか。

○秋元委員

はい。ご説明いただきましてありがとうございます。今回の事務局の提案について異論はなく、全部このとおりで結構かなというふうに思いました。

ただ、ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけど、32ページ目なんですけど、内外価格差の補正ということなんですけど、ちょっと事実関係を知りたいんですけど、この表で米国、台湾と欧州の価格差に関して補正をかけていますけど、このときの為替については、どういう補正の仕方になって。要は、米国と欧州諸国、ドルと、特にUSドルとユーロとの関係性について、どういう補正がかかっているのかという点について、念のため教えていただきたいと思います。それによって、為替の影響が若干ここにも入っているのかどうなのかというところについて、ちょっと理解を深めておきたいので、お願いしたいと思います。全体としては異論ございませんので、この方向で進めていただいて結構かと思います。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。具体的なお質問もいただいておりますので、この後、安藤委員にご発言をいただいた後に、もし、よろしければ事務局に一度お戻しして、ご質問だけでもお答えいただこうかなというふうに思います。

それでは、続きまして、安藤委員、お願いできますでしょうか。

○安藤委員

はい、安藤です。よろしくお願いします。

まず、ご説明いただき、ありがとうございました。また、今回のご説明いただいた内容について、私も秋元委員と同じく異論は特にございません。

まず、そもそも今回、洋上風力として青森県と山形県、新たに2地域が指定されたということを楽ししく思っております。その上で、まず21ページ目のところで上限価格と基準価格のお話があるわけですが、予見性の観点から上限額を公表するという、この方針を継続することには、とても現状では意味があると思っております。その上で、これはあくまで上限額ですので、積極的にコスト削減を図って複数の事業者の方に積極的な応札をしていただきたいと思っていますところでは。

また、30ページにもありましたように、今回の地域は水深とか、幾つかの要因ではいろいろ課題というか、これまでよりも少し大変な面もあるかと思いますが、風況がよろしい地域ということですね。今後の発電にも期待ができるかと思っております。

35ページにある物価変動リスクのところなわけですが、ここ数日もそうですけれども、円安の問題に注目している方も多いのではないかと思います。33年ぶりの1ドル152円という数字が目前ということなんですが、この辺りから、どう動くのかということもとても注目されているポイントではあるんですが、今回のリスクへの対応として内部収益率IRRを10%で維持するという形の対応は適切だと思われます。その上で、各事業者が独自の取組も含めてリスクに対応されるということがよろしいかと思っております。

私からは以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。今、安藤委員からも為替の影響についてございましたけれども、もし、よろしければ、この前に秋元委員から具体的なお質問として、スライド32のところですけども、内外価格差の調整のところですが、為替変動について、どういう対応になっているかという点について、事務局からお答えをいただいてもよろしいでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。

基本的には、為替レート、全体として平均的な為替というものを使用しているということでございますけれども、2010年から2021年の為替を平均する形で変換をしているという形でございます。これは、ブルームバーグのデータをそのまま引く形にしておりますので、必要であれば詳細はまた確認いたしますけれども、記載によりますと2010から2021の為替レートを使用しているというふうに記載があるというものでございます。いずれにしても確認して、また分かりましたらご説明を加えさせていただきたいと思っております。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、大石委員からご発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

○大石委員

はい。ありがとうございます。大石です。聞こえておりますでしょうか。

○高村委員長

はい、聞こえております。

○大石委員

私も、基本的に今回事務局でお示しいただいた内容で異論はありません。

ただ、少し質問をさせていただきたいと思います。4ページのところ、これまでの選定の箇所について書いていただいておりますが、浮体式というのが最初の1か所、長崎だけということで、今回の2か所については着床式ということです。いろいろな条件で着床式と浮体式というものに分かれると思うのですが、もし、こういう深さであるとか、こういう条件であれば、これは浮体式、もしくは着床式にするというような、何か、そのような基準があれば、直接は関係ないかもしれませんが、教えていただければというのが1点目です。

それから、ゼロプレミアムのことについても質問してよろしいでしょうか。

○高村委員長

はい、お願いいたします。

○大石委員

そうしましたら、ゼロプレミアムについてです。考え方として異論はありません。44ページのこのグラフ、今までは3円、3.0何円を下回ることがないので3円でということ、これも全く異論はないのですが、ここ最近といいますか特に2020年あたりになんかなり変動があるグラフになっています。この変動の理由というのが、もし分かれば教えてください。原料価格なのかもしれませんが、少し補足説明をいただけるとありがたいと思いました。方向性としては、今回ご提示いただいた内容で反対はありません。よろしくお願いいたします。

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、質問は、また松村委員のご発言の後に事務局からお答えいただこうと思います。

それでは、松村委員、お願いできますでしょうか。

○松村委員

はい。発言します。事務局の提案は全て合理的だと思いますので支持します。異論はありません。

先ほど安藤委員からIRRについてのコメントがありましたが、私もこの問題に着目しています。下げるという議論は確かにあったのだけれど、昨今の情勢を考えると、しかも、これは買取価格ではなくて上限価格であるので、下げるというのは不適切だという整理は十分納得しました。一方で、エスカレーションの議論が出てきたのだけれど、今回は見送るということだと思います。それを踏まえれば、なおさら、これを下げるのは望ましくないという整理は全くもつともだと思います。

私が恐れているのは、この後、別のところで議論が進んで、エスカレーションのようなも

のは今回は入れないことを前提として決めたのに、IRR維持は決まったこととしてこのままで、いつの間にかエスカレーションが入るとすると、今回の整理は不適切だと思います。これは、その整理とセットで合理的だと認めたということを確認するために、もう十分そのように事務局から説明していただいていると思いますが、あえて発言させていただきました。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

この後、質問を事務局からお答えいただこうと思いますけれども、私も本日、事務局からご提案をいただいた考え方、ご提案について、基本的に異論ありません。前回の委員会の際に事業者の皆さんからご提起いただいたというふうに理解しているのは、上限価格の設定において、電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用というのが昨今の様々な状況、これは先ほどからありました物価のお話もあり、あるいは、それに関わっておりますけれども為替であり、様々なものをしっかり反映をしてほしいというご要望が一つあったかと思います。

もう一つ、価格が決まった後に想定を超える状況の変化があった場合に価格の調整をできるような仕組みという要望、ご意見だったと思います。後者については、先ほど事務局からもご説明があったように、再エネ特措法においても当初想定をしていなかったような極端な状況が生じた場合の調整というのは想定をされているわけですが、まず、このことについては、今の段階でそれを発動するものではないというご提案だと思います。

しっかり通常要すると認められる費用を反映しているかというところは、なかなか、このタイミングは非常に難しい、苦慮して様々な根拠を探して整理をしていただいていると思います。ただ、日本において洋上風力が十分稼働し、そこで実際のコストというのがまだ具体的に集まってきていない段階で、NEDOさんの想定ですとか、あるいは内外価格差、様々な情報を基に整理をされているというふうに思います。

その上で、先ほど松村委員からもありましたけれども、IRRの判断において、こうした一定の算定に伴う不確かさ、あるいは想定を超えるような状況の一定の変化を考慮する、事業者がしっかり考慮、そこでリスクを取れるような形で、IRRの引下げをしないという形で対応されているというふうに思います。そういう意味で、一定の上限価格の設定においての難しさの中では、こうした形での対応というのは合理的な形ではないかというふうに思っております。

それでは、大石委員、松村委員からご意見、ご質問がございましたけれども、事務局から何かお答えがありましたらお願いできればと思います。

○能村課長

事務局です。一般的な浮体式と着床式の峻別につきまして、一般的に言われていますのが50～60mということで、それより深いところにおいては浮体式のほうが選択されるんじゃないかということ、それより浅いところにつきましては着床式というところが選択される

んじゃないかということでございます。

そういう中で、ビジネスが様々なところで、特にヨーロッパを中心に広がってきているということで、一部浮体式におきましても実証機のレベルでは様々な規模のものが稼働しつつあるということでございます。まだ商用ベースというのはこれからでございますが、大規模な入札なども今後、2030 年を見据えた形で実際に浮体式についての入札なども行われているという、そういう状況でございます。

ゼロプレミアム水準につきまして、44 ページ目、3 円でというところの水準でございますけれども、2020 年のところにつきまして表が突き抜けておりますけれども、ここは 2021 年の 1 月の月上旬から断続的な寒波がございました。この結果、電力需要が大幅に増加いたしました。一方で、LNG の在庫の減少など発電側の稼働が抑制されているということ、その他、電力の出力低下の剥落などもございまして供給力が低下したということもございまして、電力需要が逼迫をしたということがございました。

この結果、いつとき最高価格が 250 円／kWh を超えるような、過去に例を見ないような水準で市場価格が高騰したということもございました。この結果、様々な手当て、インバランス料金の上限価格の導入などを含めまして早急の対応をしたということでございますが、2021 年の 1 月にこうしたものがあったということでございます。

また、松村委員からご指摘のとおりで、こうした IRR の話とエスカレーション条項の話と、様々、これから長期電源の在り方を含めて議論していく。また、明日の洋上WGにおきましては、いわゆる EEZ におきます在り方といった議論もキックオフされていくことになります。事務局といたしましては、関係する審議会などの議論も適切に把握しながら、算定委のご議論をしっかりと支えていけるように対応していきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。

今、委員から一巡、ご発言をいただきましたけれども、追加で、あるいは事務局からの説明を受けて、さらにご質問、ご意見、ご発言のご希望がございましたら、手挙げ機能ないしはチャットで教えていただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

私の質問に対してご説明いただきまして、ありがとうございます。理解しました。というのは、恐らく 10 年間の平均の為替を使っているというご説明だったと思いますので、直近の変動みたいなものは織り込んでいなくて、為替の影響の直近がここに表れているという感じではないんだろうという理解をしましたので、それはそういう考え方で結構かなと思います。いずれにしても、直接、円とドルとの関係ではないので、影響は少ないという理解はしていますけれども、どういう補正になっているのかという理解が深まったので、これで結構かなと思います。ありがとうございました。

○高村委員長

ありがとうございます。

ほかの委員から、ご発言のご希望はございませんでしょうか。

○大石委員

大石です。よろしいでしょうか。

○高村委員長

はい。大石委員、お願いいたします。

○大石委員

はい。質問に対するご説明ありがとうございました。洋上といいましても浮体式と着床式があって、今後の技術にもよるとは思うのですが、多分、漁業関係者など地元の方たちとの意見交換や意識のすり合わせによって、どちらの方式が変わってくるのかなと思いました。前もっての地元ヒアリングや調査の中で決まってくるのだろーと思いますので、ぜひ、その辺り、丁寧に進めていただければと思いました。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言をご希望の委員いらっしゃいますでしょうか。

○能村課長

すみません。事務局から補足でよろしいでしょうか。

○高村委員長

はい、お願いいたします。

○能村課長

すみません。秋元委員にご質問いただいている為替の関係で、私の説明が一部間違っているところがあり、改めてご説明を加えさせていただければと思います。

まず、私が申しました平均のところの取り方につきましては、円といわゆる海外為替との関係、これはNEDOモデルのところの説明と少しコンタミをしてございました。

まず、NEDOモデルにつきましては、これは円に換算することもございますので、過去平均の、より円安の状況のものも含めた過去10年のものでNEDOモデルというものは為替を見ているという形になってございます。

これがNEDOモデルのいわゆる我々が今回やっている基本的な試算のところでございますが、先ほど委員からご指摘をいただきましたところのいわゆる内外価格差のところの32ページのところは、これは年度年度にブルームバーグさんのほうで出されているものになりますけれども、そのところでドルとユーロ等との、もしくはドルとポンドの可能性もありますけれども、為替同士の比較の中で、我々はドルベースの数字で比較してございますけれども、そういった形になっているところなんです。こちらのほうは、アグリゲートしたというものではないということのようでございますので、その点、すみません、補正をさせていた

だいたいで改めてご意見を賜ればと思います。

以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、秋元委員、お願いできますでしょうか。

○秋元委員

はい。ありがとうございます。

念のため、もう一回、今おっしゃられたことの確認、そういう理解でいいかということなんですけれども。ここの 32 ページ目は、要は、インフラ関係のサプライチェーンの部分が欧州と日本では違って、それを代理変数として台湾、米国のところを使って補正したということで、ここは長期的な為替の平均みたいなものを使っていて、要は、為替の影響はあまり入っていないという理解でいいんだということで私は理解しました。

それで、その上で、ただ、NEDOのほうの価格が入っているところに関しては、その都度の為替は使っている、直近の円安になっている部分の影響も踏まえてデータは入っているという理解をすればいいということで、直近の為替が反映された高くなっているようなデータで構成されるという理解をすればいいかなと思って。それで、だとすれば結構かと思いますが、念のため、もう一度、確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

○高村委員長

ありがとうございます。

事務局、お願いしますか。

○能村課長

事務局でございます。

まさに委員のご指摘のとおりで、少し別の観点から説明をさせていただくと、まさに内外価格差のところは、最新の直近の当該年におきます、実際にファイナンスが確定したものの案件におきますコストというものをしている、その断面で見ているということでございます。要は、フローのもので案件でございますので、そのときの為替という形のものが適用するのが適切だというふうに考えてございます。

一方で、NEDOモデルにつきましては、先ほどございました過去 10 年程度の案件と、その間の為替レートということなどを全体として見てございますので、こちらのほうは全体として平均的なものを見ながら、過去の安い為替のときも含めて、全体として案件の特性などを分析した調査結果を踏まえた形でございますので、為替レートについても、その期間、円安、今より安いものも含めて入れているという形になってございます。

少し、ストックのデータを踏まえた調査のものと、一方で断面のフローで見ているというものと違いもございまして、このような為替の取り方も整理をさせていただいているということというふうに理解しているところでございます。

事務局としては以上でございます。

○秋元委員

ありがとうございます。理解できましたので、大丈夫です。

○高村委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言をご希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

今、秋元委員から重ねて確認のご発言がございましたけれども、事務局からお答えいただきましたが、なかなか日本において実績のない中で、どのように実際のコストを合理的に算定していくかという苦勞をされている中でのことだというふうに思いますけれども、いずれにしても、これらのNEDOさんのモデルもそうですし、上限価格、価格の算定におけるコストの算定に使うデータ、あるいは算定の仕方について、さらに検討あるいは改善の余地がないかという点については、また、ご検討いただくとよいのではないかというふうに思います。

それでは、もし、ご発言のご希望がなければでございますけれども、本日ご議論いただきました供給価格の上限額の設定方法、さらにゼロプレミアム水準等についてもご意見がございました。しかし、特に、これらの重要なこの委員会で決めるべき点について、ご異論はなかったというふうに思います。改善を、あるいはこれから検討していただく点というのは、今後に向けてまたあるかというふうに思いますけれども、もし、よろしければ再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関しまして、この委員会の意見を取りまとめをしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

もし、ご異論がなければ、事務局から意見（案）についてご説明をお願いできればというふうに思います。

○能村課長

はい。事務局でございます。

ただいま画面投影をしてございます意見（案）についてですが、これは、できる限り速やかに経産省ホームページにアップロードいたしますので、アップロードされ次第、資料のご確認などをいただければと思います。

資料の2でございます。再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）ということでございます。

再エネ海域利用法に関する第13条第4項の規定に基づきまして、青森県沖日本海（南側）及び山形県遊佐におきます同条第1項に規定する公募占用指針に関しまして、同条第2項第1号及び第4号から第10号までに掲げる事項などにつきまして、以下のとおり調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。

経産大臣におかれては、本意見を踏まえて当該事項を定めることを求める。また、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聞くように求めるというものでございます。

(1) でございます。公募の対象とする発電設備区分等でございます。公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る交付対象区分等は、「風力発電設備（着床式洋上風力）」とし、F I P制度のみ認められることとする。

(2) 発電設備の出力の量の基準です。最大受電電力量は、促進区域の指定時に当該区域で活用されることを希望するとして情報提供のあった系統の範囲で事業を実施することとし、発電設備の出力は上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から 20%を減じた出力とするというものでございます。

(3) 公募の参加者の資格に関する基準です。経済産業省と国土交通省による「一般海域における占用公募制度の運用指針」において例示された参加資格を基本として設定することとする。

また、公募占用指針に記載されている遵守事項に違反した場合の他の促進区域での公募への参加を一定期間認めない期間については、下記の内容を基本的な考え方とすると。①事業者に対する公募参加停止期間の設定に当たっては、公共工事における中央公契連モデルにおける指名停止期間を準用し、個別事案ごとに公募参加停止期間を設定する。②公募参加停止期間において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できない条件を付与するというものでございます。

(4) 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法、及び期限その他保証金に関する事項です。

一つ目の黒丸です。公募参加時に納付する第1次保証金は 500 円／kW、選定後に納付する第2次保証金は 5,000 円／kW、選定後 24 か月以内に納付する第3次保証金は 13,000 円／kWとすると。

二つ目の黒丸です。また、本公募に係る系統工事の保証金等を一般送配電事業者に支払っている場合は、当該保証金等の額に相当する額を第2次、第3次保証金から控除することとするということでございます。

保証金の没収事項につきましては、表のとおりという形になってございます。

(5) 供給価格上限額につきましては、別添のとおりという形になってございます。

(6) 基準価格の額の決定方法でございます。F I P制度の基準価格は、選定事業者が提出した公募占用計画の供給価格とするというものでございます。

(7) 交付期間です。交付期間は 20 年間とし、運転開始予定日は F I P 認定を受けた日から 8 年を上限として公募の参加者が自ら設定することとし、その上で運転開始予定日を超えた場合は交付期間を短縮するというものです。

二つ目の黒丸、ただし、基地港湾について、その他区域の事業実施者と使用期間の重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限の延長を行うこととするものになっています。

(8) 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限です。

選定の日から1年とするものです。

(9) ゼロプレミアム水準ですが、3円／kWhとするというものでございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をしていただきました意見(案)についてですけれども、こちらのご意見、ご質問など委員からございましたら、チャット機能あるいはお手を挙げて教えていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

基本的に、ご提案をいただいたものを適切に文章に書いていただいている、意見(案)としてまとめていただいていると思いますけれども、特に、もしご意見、ご質問がなければですけれども、今ご説明のありました本意見(案)をこの委員会の意見として決定をするということについて、ご了承いただけますでしょうか。ご異議があれば、お声を上げて教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛成しますの声)

○高村委員長

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、この意見(案)につきまして委員の皆様の合意が得られたというふうに思いますので、私から事務局にお願いをして作成をしてもらいました再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する供給価格上限額についての委員長案について、事務局にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○能村課長

はい。事務局でございます。

ただいま画面投影しております委員長案につきましては、できる限り速やかに経済産業省ホームページにアップロードいたします。アップロードされ次第、資料のご確認をいただければと思います。

今回、この表でございますけれども、今回の対象の促進区域につきまして、モノパイル式という形になります。青森県沖日本海の南側と山形県遊佐沖になってございます。

資本費でございますけれども38.8万円／kWということで、前回の区域との関係でいいますと35.4万円／kWということでございますので、ここについては先ほどの内外価格差などの関係もありまして上がっているという形になってございます。

運転維持費、撤去費につきましても、同じく内外価格差なども含めた価格ということになってございますので1.32万円／kW／年、また撤去については5.8万円／kWという形になってございます。

一方で、この海域につきまして、先ほどもございましたとおり区域の規模が大きいという

ことと風況が8mを超えているということもございまして、設備利用率は高くなっているというものになってございます。前回の区域でございますけども34.8%でございましたが、今回、設備利用率は39.3%ということになってございます。

IRRにつきましては、本日ご議論もいただきましたとおり10%という形でございます。交付期間は20年間ということでございます。

これらを踏まえますと、供給上限価格につきましては18円/kWhということでございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた本委員長案、この委員会の委員長案につきまして、ご意見、ご質問など委員からございましたら、お手を挙げて、あるいはチャットで教えていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。特に、ご提示しております委員長案につきまして、ご意見、ご質問等はないということですので、この意見案を調達価格等算定委員会の意見として決定をするということでご了承いただけますでしょうか。

(はい、結構ですの声)

○高村委員長

ありがとうございます。特に、今、異議があるというご発言はございませんでしたけれども、もし、そのようなことでよろしければ、これをこのまま本委員会の意見として決定をすることとしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、今後は、この委員会で決定をいたしました意見を尊重する形で経済産業大臣及び国土交通大臣が再エネ海域利用法に基づく公募占用指針の案を作成し、パブリックコメントなどを実施していただくということになります。もし、仮に今後のプロセスの中で、今、取りまとめた委員会の意見の内容から変更があるという場合には、再度本委員会でご議論をいただくこととなりますけれども、その場合には改めて事務局から連絡をさせていただきたいと思います。

本日予定をしております議事は以上となりますけれども、何か委員からご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

本日も大変熱心なご議論をいただき、どうもありがとうございます。以上で本日の議事は終了となります。

最後に事務局から、次回開催につきまして一言お願いできればと思います。

○能村課長

はい、事務局でございます。

次回の委員会でございますけれども、既に経済産業省ホームページでもご案内してございますけれども、11月、今週の金曜日、16時から18時を予定しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

3. 閉会

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の委員会、第89回調達価格等算定委員会を以上をもちまして閉会としたいと思います。本日も、どうもありがとうございました。

以上で閉会といたします。